

一般社団法人京都経済同友会 入会金及び会費に関する規程

第1章 総 則

第1条(目 的) この規程は一般社団法人京都経済同友会(以下「本会」という)の定款第7条の規定に基づき、正会員の入会金及び会費と納入について定めるものとする。

第2章 入会金及び会費

第2条(入会金) 入会金は次の各号のとおりとする。

- (1) 新規入会金 150,000円
- (2) 新旧交替入会金 25,000円

第3条(会 費) 会費は次のとおりとする。

- 年会費 150,000円
- 2 年度途中で新規入会した者の年会費は、原則として月割りにより算出した額とする。月数は入会が承認された日の翌月からかぞえる。

第3章 納 入

第4条(納入方法) 入会金は入会が承認された日から1ヶ月以内に指定の本会銀行口座に振り込まなければならない。振込手数料は入会者負担とする。

- 2 年会費は半期ごとに半額ずつを前納することとし、指定日までに指定の本会銀行口座に振り込まなければならない。振込手数料は会員負担とする。

第4章 賛助会費

第5条(賛助会費) 本会役員並びに理事会が指定する役職者については、本会の事業活動の推進に寄与する目的で賛助会費の提供を求めることができる。

- 2 前項の賛助会費の金額及び納入については理事会の決議により別に定める。

第5章 補 則

第6条(細 則) この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

第7条(改 廃) この規程の改廃は、総会の決議による。

附 則

この規程は、一般社団法人の設立登記日をもって施行する。

【別項】

賛助会費（年間）

代表理事	180,000円
副代表幹事	120,000円
理事	80,000円
監事	60,000円
幹事	60,000円
特別幹事	60,000円